

平成 20 年度第 1 回東京都工事成績評定苦情審査委員会議事概要

1 日時 平成 20 年 6 月 23 日(月) 14 時から 16 時 30 分まで

2 場所 東京都庁第一本庁舎 42 階 特別会議室 B

3 議案

(1) 苦情申立て議案等

- ・東京都第五建設事務所発注土木工事に関する苦情申立て
- ・苦情申立者 東京都工事登録企業（道路補修工事 B 他）
- ・苦情申立先 東京都第五建設事務所（契約担当者等）

(2) 経過

平成 19 年 4 月 27 日 工事完了
6 月 20 日 工事成績評定書を通知
6 月 21 日 請負者より苦情申立書を受理
6 月 28 日 請負者より苦情申立書（追加分）を受理
平成 20 年 3 月 28 日 建設局工事成績評定苦情審査委員会開催（評定点修正）
3 月 31 日 工事成績評定書（修正）を通知
4 月 3 日 請負者より評定点修正に対する苦情申立書を受理
4 月 24 日 建設局工事成績評定苦情審査委員会開催
5 月 12 日 工事成績評定通知者より苦情申立者に回答書を交付
5 月 19 日 請負者より再度苦情申立書を受理
6 月 23 日 平成 20 年度第 1 回東京都工事成績評定苦情審査委員会開催

(3) 苦情申立事項

- ア.書類の不備
- イ.当初設計に対するミス
- ウ.橋の完成式典
- エ.施工体制の虚偽
- オ.審査委員会の虚偽

4 委員会の意見

(1) 全体意見

今回、苦情申立者が行った東京都第五建設事務所発注の工事成績評定結果に対する苦情申立てについて、東京都工事成績評定苦情審査委員会において、苦情申立書、契約担当者等の見解書、陳述された意見及び質疑に対する応答を総合的に審理した結果、当該工事の工事成績評定は適正に行われており、苦情申立者の主張を認めるに足りる心証は得られなかった。よって、本件申立ては、正当な理由があるものとは認められないと判断する。

(2) 苦情申立事項ごとの見解

ア.書類の不備

しゅん功検査時の検査員の指示書に基づき、苦情申立者は手直しを実施している。工事写真による確認ができないことにより一部減点はあるものの、手直し内容を反映した工事成績評定となっており妥当なものと判断する。

イ.当初設計に対するミス

設計変更についての苦情申立てであるが、苦情申立者は、3 回に亘る設計変更に対し承諾書を交わしている。設計変更と工事成績評定との間に、直接的な関係は認められない。

ウ．橋の完成式典

工程管理、施工管理については、工期延伸が 2 回あったものの、おおむね適正と評価されており、評価されていないという苦情の申立には理由がないと判断される。

エ．施工体制の虚偽

本委員会での審査の結果、当初の施工体制台帳に記載されていた内容が不適切であることが確認されたため、工事成績評価は、妥当なものであると判断する。

オ．審査委員会の虚偽

東京都工事成績評価苦情審査委員会は、請負者から申立てられた工事成績評価に係る苦情を審査するものである。「審査委員会の虚偽」とは、建設局の工事成績苦情審査委員会の判断が、申立てを認めなかったことに対する不服という意味以外に、具体的な虚偽の事実の主張は認められない。

以上